

## 平成24年度第1回たづくり・グリーンホール利用者懇談会

- 1 日 時 平成24年6月16日(土)  
午前10時から正午まで
- 2 会 場 調布市文化会館たづくり10階 1001学習室  
(調布市小島町2丁目33番地1)
- 3 出席者 市 民 13人  
事務局 10人  
調布市：仁藤文化振興課長、岩井生涯学習交流推進課長  
財 団：吉田常務理事、土方事務局長、中島総務課長、神戸事業課長、常廣  
事業課長補佐、渡部事業課管理係長、岡野総務課庶務係長
- 4 資 料  
平成23年度第2回たづくり・グリーンホール利用者懇談会 要望事項対応表(平成23  
年11月10日)平成24年5月20日現在版

### 《会議録》

- 1 開会
- 2 財団挨拶 吉田常務理事
- 3 出席者紹介 調布市及び財団出席者の紹介
- 4 連絡事項 発言者の注意事項等

#### ○中島総務課長

皆さん、おはようございます。それでは、ただいまから平成24年度第1回たづくり・グリーンホール利用者懇談会を開会いたしたいと思っております。本日は、お手元に配付いたしました次第に沿って進めてまいりたいと思っております。

まず、本日の配付資料の確認をさせていただきます。まず、利用者懇談会の次第ということで一枚物でございます。続いて、平成23年度第2回、これは昨年11月10日に行われた利用者懇談会ですけれども、要望事項等の対応表というものがございます。その他、机の上に出席者票ということで細長い小さい紙が置いてあります。ご氏名等をお書きいただき、特に座席番号をお書きの上、最後、机の上に置いてお帰りいただきたいと思っております。

それでは、続きまして、次第の2ということで、財団からのごあいさつをさせていただきたいと思っております。常務理事の吉田からごあいさつ申し上げます。

#### ○吉田常務理事

皆さん、おはようございます。本日は、今年度の第1回目となります利用者懇談会に大変お忙しい中ご参加いただき、ありがとうございます。また、日ごろから皆様方にはこのたづくり、そ

してグリーンホールをご利用いただきまして本当にありがとうございます。

今年もいよいよ梅雨に入りまして、本当にうっとうしい季節になってきたなというふうに思っております。この梅雨の季節が終わりますと、いよいよ一気に暑い夏がやってくるわけですが、今年も、今年は昨年と違いまして、東京電力管内の節電については、おそらく今のところ国等から特段の指示、あるいは数値目標等は出されておられませんので、昨年並みなのかなと思っております。そうは言いましても、私どもたづくり、あるいはグリーンホールの管理を担っている立場といたしましては、施設運営に当たりまして、市内の非常に大規模な施設ということもございまして、やはり一定の節電というものについてはやっていかなければならないのかと、考えています。

また、皆様方におかれましても、ご迷惑をおかけすることもあるかもしれませんが、この旨ご理解をいただきまして、ご協力いただければと、そんなふうに思っております。

さて、6月というのは議会月でもございまして、まさに今、調布市では調布市議会が開会されていますが、この6月議会は私ども財団にとりましても大変重要な議会ととらえております。財団は調布市の監理団体ということもございまして、今回も市長から昨年度の経営状況報告が行われまして、それに対して2人の議員さんから上程時に質問等をいただきました。そんな中で、私どもといたしましても、調布市の芸術・文化の振興を担う公益法人といたしまして、なお一層市民の皆様からのニーズを反映した事業、あるいは運営に力を注いでいくということをしていかなければならないと改めて意を強くしているところでございます。

本日は皆様から直接ご意見をお聞きできる非常に貴重な場ですので、ぜひ忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。このたづくり、グリーンホールは調布市民の皆様への施設でございます。ともに良い施設にしまいたいと思っておりますので、ぜひ今日はご意見等いただければと思っております。よろしく願いいたします。

#### ○中島総務課長

ありがとうございます。続きまして、出席者を紹介します。

まず最初に、調布市からの出席者です。生活文化スポーツ部文化振興課長の仁藤でございます。同じく生活文化スポーツ部生涯学習交流推進課長の岩井でございます。

続きまして、私ども財団でございます。改めて、常務理事の吉田でございます。続いて、事務局長の土方でございます。続いて、事業課長の神戸でございます。同じく事業課課長補佐の常廣でございます。同じく事業課管理係長の渡部でございます。次に、総務課庶務係長の岡野でございます。最後、私、総務課長の中島です。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、連絡事項ということで2点ほどご報告させていただきます。

まず1点目は、この会議は議事録等を作成する関係で、後日、財団報「ぱれっと」、ホームページに議事録等を公開させていただきますので、速記を入れております。あらかじめご了承ください。皆さんの発言の際の氏名などは公開いたしませんので、申し伝えておきます。

2点目は、進行についてです。施設の利用時間は12時までとなりますので、その中で収めたいと思っております。今日はいつもより多くの参加ですね。ですから、皆さんからのお話を全員の方から聞きたいと思っておりますので、進行のほうは、挙手していただいて私が指名するというところで、その辺は適宜、時間配分等させていただく場合もありますので、ご了承くださいたいと思

ます。

それでは、続いて懇談になります。懇談に入っていく前に、本日お配りしております前回の要望事項対応表、これは11月10日のもので年明けに議事録がまとまった形で、そのときのやりとりの内容を公開しております。さらに、その時点で検討事項になっていた部分を5月20日現在の回答をまとめて太字にしてあります。全部で16項目あるうちの、特に太字がない項目が1番から5番の項目、あと9、10、12と8項目はもうその時点で完結しておりますので、本日は動きのありました太字の箇所を私のほうから簡単に読み上げまして、当時ご発言いただいた方など、よろしいかどうかを確認させていただきたいと思います。

それでは、お手元に対応表をご用意ください。まず1番から5番までは特にございませんので進みます。

6番の項目ですね。4ページになります。このときのご質問、ご意見については、減額団体の更新手続の際、名簿を提出しなければいけないということですが、後で返してくれるのかということを知いたら返しませんと言われ、納得がいかなかったというご意見が出ていました。

右の下の括弧書き太字で、「再度検討いたしました。ご提出いただいた名簿は承認後も他団体の申請の際に重複申請などがないよう公平性を念頭に照合させていただく場合がございます。当財団においても個人情報保護規定を設け職務に当たっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします」ということで回答させていただきました。いかがでしょうか。当時ご発言いただいた団体さんはいらっしゃらないのでしょうか。減額団体登録のときの手続の件ということで、このようなやりとりがありました。

では、続いて行かせていただきます。7番でございます。これはもう毎度出てきますけれども、施設が非常にとりづらいついたようなことから、例えば企業の申し込みについて1ヵ月程度遅らせるなどの措置はできないかというご提案がございました。

右側のほうを読みます。「条例上、市内に事業所を有する方も『市内在住者』となり、個人、事業所それぞれに公平に利用いただいております。現状では、抽せん申し込みをされる事業所の申し込み状況は、月により前後しますが全体の中でも比較的少ないと考えております。また、随時申し込みでの市内在住者以外の利用者においても平成23年度は全体の6%を利用している状況です。今後も公平な利用を第一に進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします」ということで、市民の方、会社、事業所、そういった方も市内の扱いということで、そういった意味では公平にという形でやりたいということの趣旨でございます。よろしいでしょうか。

○N

質問していいですか。

○中島総務課長

はい。

○N

「比較的少ない」と書いてあるんですが、実際何%ぐらいかというのはわかりますか。後のほうは数字が書いてあるので。

○中島総務課長

これは利用の状況を常に毎月出して統計がありますので、ではまたちょっと・・・すぐ出る？

○常廣事業課長補佐

後ほどお答えいたします。

○中島総務課長

データは持っておりますので。

それでは、続いて8番の項目ですね。これは9階の研修室でしょうか、アップライトピアノを来年2月から——既に今年の2月からということですね——電子ピアノに変えるという話が出ているということで、電子ピアノでは合唱などの練習に適当ではないというご意見でございました。

これは右の下のほう、6月中に結論を出すということでお書きしましたところ、本日現在の話なんですけれども、この間ずっと継続してアップライトはそのまま置いてありますけれども、この先もアップライトを置こうということにいたしました。その問題と、もう1つ、音漏れということで、上下階なり、若干苦情も出ておりますので、これは音漏れ対策ということで、そのピアノの後ろにボードを張るような形で手配をしたいと思っておりますので、ご理解いただければと思っております。

ボードの張りつけ等は来週ぐらいにでも早速、ようやく部材が入りましたので、そういったところでやっていきたいなというふうに思っております。今現在、1階に自動演奏ピアノがございましてけれども、その後ろ側にも張りつけているようなボードなんですけれども、そのような形で考えております。

これは当時は……。いかがですか。

○C

研修室が音楽練習に使用可能だということが大分前からやっているわけなんですけれども、特に研修室というかあの程度、もう少し広ければそれにこしたことはないんですけども、上下の部屋の利用の中身にもよるんだと思うんですね。下に一般開放している部屋があったりすると、利用に何か支障が出る場合もあると思いますけれども、例えば9階とか10階の1002とかそういう形でも上下の関係を工夫して移動することには、特に練習するほうは差しさわらないと思っておりますので、そここのところをなるべく。音楽の練習ができる部屋がこの建物にないので。

あと、もう1つちょっとつけ加えておきますと、その周知の仕方というか、あのときはいきなり、いついつからこうやりますという形でやったというところが、やっぱり利用している者に相談があってしかるべきじゃないかというところが我々は非常に。意見を聞きながらやると冒頭のあいさつでもありましたけれども、やっぱり使っている人たちの意見を聞きながらそういう実施に移して……。ああいう掲示をいきなり出すというところに我々もちょっと不信感を感じたところですので、その点よろしく願います。

○中島総務課長

ありがとうございます。突然ということで去年の懇談会の中でもお話があったとおりでございます。そのようにさせていただきたいと思っております。

○F

今の件、これに書いてあるやつ、もう少しお時間をいただきますようにというのは変更になって、今のご説明が結論だということですね。

○中島総務課長

はい、そうでございます。5月20日時点より動きをしたということでご理解ください。

○F

ただ、日付は本日付でしょう。・・・5月20日現在か。

○中島総務課長

これでもう既に、6月11日でしたか、ホームページに公開しておりますので、同様の資料ということで出させていただきました。

○F

一昨日、私がインターネットで出したやつと同じことが書いてありますよ。

○中島総務課長

そうですね。

○F

だから、5月20日現在じゃなくて、6月12日現在でもいまだにこうなっている。

○中島総務課長

そのとおりでございます。

○F

常にアップデートしてもらいたいですね。お願いします。

○中島総務課長

よろしいでしょうか。9番、10番は特に動きはございませんでした。

11番、6ページでございます。みんなの広場の利用の中で、いろんなサークルさんのビラの関係ですね。置く場所に困っているということで、1階のエントランスホールに置けないかというご提案、ご意見でした。

これは検討するということでしたが、1階北側自動ドア入り口右手に設置したということでございます。これはよろしいでしょうか。

○F

結構です。

○中島総務課長

12番はそのままですね。

13番にまいりたいと思います。7ページでございます。これは毎年8月に行っております調布よさこい、お祭りのことですね。もう少し調布色を出したらどうかということで、そういった趣旨のご発言でございました。

右側の書き込み、これはかなりありますね。「調布よさこいは、市内の踊り手や市民団体、旧甲州街道の商店会の協力により実施しており、出店についてはすべて市民団体の皆様により運営されています。また、『調布音頭』をアレンジした調布よさこいオリジナルの総踊り曲『調布よさこい輪乱舞』をイベントの最後に沿道の皆様と一緒に踊るほか、調布市にまつわるフレーズを取り入れ、市内の踊り手により制作した『蝶舞（ちょうふ）』というオリジナルのよさこい踊りを——今年行います——『調布よさこい2012』では披露します。出演された市外のよさこいチームからは、来場者との近さや市民による出店、オリジナルの総踊り曲などの調布よさこいならではの温かい雰囲気、他のよさこいイベントにはないものとして大変喜ばれています」とい

うことで、調布の色といったようなところで一定のといえますか、いろんな取り組みをしている中で工夫もしての間行っております。

今年は特に何かどうですか。よさこいの関係で目玉的な何かPRはありますか。ここに記したとおり、「蝶舞」という踊り、これは今年新たにということですが。

○常広事業課長補佐

ここにも書いてありますように、調布よさこいは今、旧甲州街道とそこに面しています商店会さんの協力もいただきながら行っております。繰り返しになる部分はありますけれども、できるだけこういった総踊りとかを工夫しまして、沿道に来ていただいているお客様、あとは踊っている市内の踊り手さんが一体になってイベントを楽しんでもらえるような企画というのを毎年考えていまして、今年も今準備に入っているところですので、また時期が近づきますといろいろな形で皆さんに広報等させていただきますけれども、ぜひご参加いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○中島総務課長

今年は8月26日ですかね。

○常広事業課長補佐

はい。

○中島総務課長

日曜日本番ということで、旧甲州街道、午後からは交通をストップさせて行います。

次よろしいでしょうか。14番目ですね。これはリハーサル室にグランドピアノを置いたらどうかというご意見をちょうだいしました。

右側を読ませていただきます。「リハーサル室はダンスなどのリハーサルとしてもご利用いただく場合も多く、グランドピアノを置くことで利用スペースを縮小してしまうことからアップライトピアノを設置しております。また、グランドピアノを導入する費用についても厳しい状況にあることをご理解いただければと思います」という回答になりました。

これはどうでしたでしょうか。

○C

発言は私ではなかったですが、先ほど私が言いましたように、合唱の練習というか音楽練習の中で、調布市内にグランドピアノが設置されているのはグリーンホールの小ホールで、あそこは主に音楽教室のピアノ教室の発表会で使われるということもあるんですけども、練習で使えるようなスペースが非常に少ないというか限られているんですね。ということで、研修室みたいにせいぜい50人弱というか、40人前後のところまでのスペースしかないんで、最近、オペラ振興会だとか、そういうグランドオペラだとかをやる人たちも練習場所には非常に事欠いているんで、グランドピアノが音楽練習として使えるようなスペースの拡充みたいなものはぜひ検討していただきたいと思います。このリハーサル室についてはやむを得ないところも理解しているところですが、よろしく願いいたします。

○中島総務課長

ありがとうございます。では、15番になります。グリーンホールのリハーサル室について、

ホール利用者が使っていないときに借りられないかというご意見でした。

こちら、右側、「条例上、グリーンホールのリハーサル室は、グリーンホールの大ホールの付帯設備に当たります。当財団の運用においても、ご希望の貸出し方法がとれない旨、ご理解をお願いいたします」ということで、セット利用ということ考えているというところで、ご意見をいただいた方は、使っていないときどうだろうかというご意見と、貸出しは直前まで貸出しできる状態にあるということの中での条例規則だとか、こういった中身との問題でこのような回答になりました。

これはいかがでしょうか。場所の確保の問題というところでしょうけれども、皆さん、いかがですか。

○C

これも、もしかして私が言ったのかもしれませんが。

○中島総務課長

いかがでしょうか。

○C

これはもっと前にも言っていましたけど、練習場所が少ないというところの解消方法として、空いている時間があるのであれば。確か以前はこういう条例上の問題というよりも、防犯上の問題、施設管理上の問題と言われていたところですけども、そこらの工夫がもう一つ、条例でもこれはきっと変更できないわけではないと思いますので、引き続き検討方よろしくお願いします。

○中島総務課長

ちょっと事業課のほうから。

○常廣事業課長補佐

音楽の練習をする部屋が少ないという問題がありまして、それは私どもも非常に悩ましいところと言いますか、どうしても部屋が音楽練習室など限られているものですから、音楽の団体さんは苦慮されているということは理解しております。

グリーンホールのリハーサル室についてなんですけど、このときの平成23年11月、今、中島総務課長のほうから話があったものでは、単純に条例のことですということだけ言っているんですけども、何度かご意見をいただいております。こちらのほうで回答してあることを結果から申しあげますと、この時点ではちょっと難しいですよという話をしているんですけども、どういう状況があるかということだけちょっと聞いていただきたいと思いますので、ここでご紹介しておきます。

グリーンホールのリハーサル室ですけども、あそこを単独でお使いいただければ一番ベストかなとは思いますが、まず、大ホールの利用がない状態ということが1つ条件になります。これが確定しますのが予定日の3日前になります。その時点でリハーサル室、グリーンホール大ホールの利用がなければということがあるんですね。そのときに、ここが空いていますよという告知を3日でやらなくてはいけないという、非常に短い期間でやるということから、公平に周知ができるかどうかというところで難しいというのが1つある。

それともう1つ、あそこはアクセスが階段のみで上の階まで上がっていくというところから、

結果的に一部の方しか使えなくなってしまうのかなという問題があります。

あとは防犯の面。先ほどありましたけれども、楽屋との間にある扉の鍵の変更がどうであるとか、システムを改修するとか、それに伴って警備員をつけるつけないということによる費用の増加とか、いろいろそういった面があるので、なかなか難しいんですよということだけ、今ここで申しあげておきたいと思います。

それに伴って条例というものもあるんですけども、あとは音楽の練習スペースがないという問題等々ありますので、そういったところは意見をお伺いしながら、この先どうしていくかという話になると思います。

以上です。

○中島総務課長

よろしいですか。それでは、最後の16番、財団報「ぱれっと」の紹介ですね。スペースの有効利用をもっとしたらどうかということで、こういった利用者懇談会で決まったこと、意見が出た内容等のことも含まれております。

右側のほうでは、「財団報『ぱれっと』は財団事業の告知の場でもあることから、利用者懇談会以外にも幅広い情報を取り扱っています。市民にさまざまな財団情報をお届けするための紙面割りですので、ご理解をお願いいたします」ということで、情報の提供は非常に問題がございまして、工夫しよう、工夫しようということで、これは内部的にも言っております。ホームページの有効利用、この「ぱれっと」、いろんな事業をやっているものですから、今後ともこれは工夫してまいりたいと思っております。よくFさんからご意見をいただいて、ここでこんな発言があったことによって、こんな形で取り入れられたよということをするれば、この施設の利用に皆さんもっと関心を持つだろうといったようなご意見をいただいております。

今後ともいろいろご提案いただきながら、また情報の提供ということでは紙面の構成の刷新だとかも課題ということで私ども認識しておりますので、そういった取り組みの際にもここで出た意見なり、この場だけではなくてふだんでも結構ですので、ご意見なりいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○F

どうもおっしゃることとやっていることと違うんで、これは6月号なんですけど、5月号もそうだったんですけど、利用者懇談会の記事がないんですよ。これはどうしたことかわかりませんが、紙面の制限とおっしゃるんですけど、随分だだっ広い紙面を余分に使って、利用者懇談会の記事が載せられない紙面配分ではないです。議事そのものも、ここに書いたように、毒にも薬にもならない議事というふうにあえて私が書いたのは、この席で出た話でこういうふうに変ったと、出ればこういう効果がありますよというのが読者に理解してもらえないと書く意味がないんですよ。

だから、ここにご理解願いますと書いてあるけど、ご理解できませんね。もっともっと改善してください。これじゃ、言っていることとやっていることが全然違いますから、よろしく願います。実行してください。特に、財団にとって耳の痛いことをあえて書いてください。実行してください。お願いします。

○中島総務課長



これは今後の中で検討してまいりたいと思っております。

○F

言ったことはちゃんとやってください。

○Y

初めて参加しました。

もう前から何回も出ている問題らしいんですけども、たづくりとか——ここはたづくり・グリーンホールになっているから、たづくりだけかもしれないんですけど、あくろすもそうなんですけど、市の施設を利用するときに、参加費を取ってはいけないと言われる。それが非常に活動のネックになっているんですね。資料代という名目をつけなきゃいけないということで、いつも申しわけにと言ったら悪いんですけども、2、3枚でもプリントを作って、それに対して、もちろん資料というのは値段のつけられない価値があるわけですけども、実費として2、3枚のプリントから300円いただくというのはいつも心が痛むわけです。払うほうも何だと思ってしまうんですね。

参加費をとってはいけないというのは、何か営利活動を防ぐためだという理由らしいですけども、市民団体というのはお金がないわけですから、例えば講師の謝礼なんかを払うのにも参加費がなければ非常に難しいわけですよ。

それと関連してですけども、物品販売は禁止ということで、例えば講師の著書なんかを販売したいと思っても、それはいけないということになってはいますが、私たちがそれでもうけることはあり得ないので、私たちが呼ぶ講師というの、例えば通常のベストセラー作家なんか呼びませんので、少しでもいいものを広げたいという気持ちは私たちにもありますし、市民の側も、ふだん書店に並ばないようなものが、例えば著者割引なんかで売ってくださいますから、安く手に入るというメリットもあるわけですね。

それで、参加費の禁止と物品販売の禁止というのは市民活動を非常に抑えるネックになっていると私はずっと感じていましたので、何回も出たことかもしれませんが、改めてこちらの理由を聞きたいです。

○N

同じようなことなのであわせて。私も本日初めて参加をさせていただきました。

ここ何年か映像シアターを使って上映会をするときに、入場料をとれるのは大ホールとくすのきホールだけですよということが書いてあって、しかも、今回、「ミツバチの羽音」という映画をやったときには、映画の配給会社のホームページに入場料という名目で1,000円というふうに出たんですね。そうしたら、財団の人はそれをきちんと把握しまして、ここに入場料と書いてあるけど、入場料をとっちゃいけないことはご存じですねといわれて、しかも、ただで見せろという人がもし来れば、ただで見せますねというふうの確認をされたんですね。

私はそのことがすごく不思議というか、市と財団が契約をするときの条項に入っているのかとか、財団の規約にあるのかとか、何か紙に書いたものがきちんとあれば、もう少しどういふふうに対応しようかということがあって、さっきおっしゃったように、たった2、3枚の資料で資料代ですというふうな説明をするのが苦しいというご意見もありますけれども、具体的にどういふことがあって、どういふ理由でそうなるのかというのは、入場料のこともあわせてちょっとお聞

きしたいと思っています。

○中島総務課長

市民団体さんなどが催し物を打つときのことですね。その辺の入場料の扱いのような。これはどうでしょうか。

○常廣事業課長補佐

今、お二方からお話がありまして、まず最初の方の話と次の方とで多少内容が違うので。

参加費の話なんですけれども、たづくりでは、そこで営利活動をしてはいけないということはまず1つあるんですけれども、取られている参加費、取ろうと思っている参加費というのは、それを取るによって利益にしようとかではないですよ。

○Y

ないですね。もう実費ですよ。講師料とか、例えば映画を上映しても、その映画のフィルムを借りる賃貸料がありますね。それは映画だったら安いものでも30,000円とか

50,000円などはしますよね。高いものは100,000円以上するわけで、参加費をとってはいけないということだと、本当にいいものを見せたいと思ってもできないわけです。例えば映画なんかは、資料を別につくらなくたって、見ていただければいいというものはあるけども、資料代が欲しいために、何かでっち上げなきゃいけないとか・・・でっち上げるといったらちょっと語弊がありますけれども。

それともう1つは、私たちが営利団体ではないというのは、例えば減額団体になっています。それは市のほうが活動の公共性を認めて減額団体にしているわけでしょう。それなのにそういう制限をかけてくるということが、本当に理解に苦しむ。

○常廣事業課長補佐

もしできたら後でお話を伺いたい部分はあるんですけれども、参加費で、例えばこれは会の運営のための費用に充てるものですか、そういうところははっきりしているものに関しては1円も取っちゃいけませんということではなくて、いわゆる実費として認めている部分もありますので、ちょっとその辺のルールがあるということを知っていただいた上で、よろしければ後で状況をもう一回聞きたいなという気持ちがありますけれども。

○Y

その辺は末端まで行っていないと思いますよ。市の規定が。だから、末端の職員がいろんな制限をかけてくるわけですよ。

○V

末端というか、その話なんですけど、今、実費どうのこうのと言うけど、我々は講演をやる、先ほども言っていたけど、講師料というのを払うわけなんですけども、会費だけじゃ賄えないんです。負担しているんですけども、そうすると、今後の話だと、実費はいいということは、講師料をもし50,000円かかったとしたら、1人当たり2,000円とか3,000円というあれもとれるということでしょうか。

○常廣事業課長補佐

そのグループの中で、例えば自分たちの勉強会というのがあって、その中で先生を呼ばれて、それで活動するということは、そのグループの活動の費用になるということですよ。

○V

いやいや。

○常廣事業課長補佐

ということではなくてですか。

○V

我々は自分たちの勉強会だけじゃなくて、やっていることを市民の人たちにも知ってもらいたいことで講演会をやったりもするんですよ。

○Y

公開活動のときです。ふだんの勉強会はそんなにお金をかけていません。

○V

今、極端なもので50,000円とかそういうのを言いましたけども、そういうかかるような場合には、それだけの参加費としてとれるのかということなんです。それでも認められるのかということなんです。

○常廣事業課長補佐

先ほどの映像シアターで上映会をやっている例などもあるんですけど、まず、ちょっと順番に話をさせていただくと、ここの施設では先ほどの話にもあったように、条例で、たづくりはくすのきホールのみで営利的なお金をとることができますというルールがまず1つあるんですね。それ以外のところでは、公共の施設という理由から、入場料をとるということは認められていませんよという条例がまず1つあるということ。

それで、これを取っていいですという形に変えるような話が仮に出てきたときには、東京都の許可が必要な興行場法という違ったルールがありまして、今度はその許可をこちらの施設でとった上で、ここの施設でもお金をとって、興行をやっているですよという許可をとる話が出てくるんですけども・・・。

○Y

興行とは違いますよ。

○常廣事業課長補佐

今、映画の上映の話をしているので。そういうことがあるので、ところが、その場合、そのルールをクリアするには、例えばここの施設の中にトイレがどのぐらいの数あるとか、もろもろの条件をクリアしてそういう施設にしなくてはいけないというのがあります。ところが、ここの施設というのはもともと公の趣旨をもって使っていただくという考え方から、そういう形状になっているのがくすのきホールのみですので、そういうところから、たづくりで例えば映像シアターなどで入場料をとって、それは利益じゃないという話もあるんですけども、利益に充てるということは、ちょっと今では認めることができない状況です。

そのため、いわゆる営利という目的で参加費をとるというのはお断りしていますし、あとは、不特定多数の方をお招きして、そこに来る不特定の方からお金をとるというのは、ちょっと計算が難しいところもありますので、それもお断りをしている状況です。

○V

そうすると、さっきお話ししていた参加費と何か矛盾するような今のお話ですよ。

○常廣事業課長補佐

矛盾ですか。

○Y

実費ならばいいと。

○V

参加費として実費ならいいということ。

○常廣事業課長補佐

いわゆる営利目的の入場料というのはだめですよという言い方をしています。

○Y

ですから、営利でないということは、減免団体であるということにより市が社会的に貢献しているということを認めているわけでしょう。

○常廣事業課長補佐

それはそうなんですけれども、それはその団体さんの活動がどうであるかで、その団体さんだから不特定多数の方からお金をとっていいですよとは言っていない・・・。

○Y

団体の活動ですよ。公開活動。市民に対して情報を提供するという公共性のある仕事じゃないですか。営利ってどういうことですか。

○常廣事業課長補佐

営利というのは、例えば何か催し物があって、その催し物を開くことによって、いわゆる運営の実費以外のところで収入が出てくるというのを営利というふうに言わせていただいています。

○V

だから、先ほど私が言ったように、有名な先生をお招きして講演会を開いた。そうすると、我々はお金を負担しているわけですよ。じゃ、今度その分を参加する人たちに参加費という形とか、資料代じゃなくなっちゃう参加費としていただいても構わないのかということをお聞きしているんです。

○Y

もし営利じゃないとすれば、大体幾らぐらいまで今の規定で認められるんですか。例えばこの前、映像シアターで300円とると言っても、これは営利ではありませんということを一々書いたりしなくちゃいけないんですよ。

○常廣事業課長補佐

そうですね。

○Y

だから、例えばそれが500円とか1,000円とかだったら認められるんですか。

○常廣事業課長補佐

それはちょっと。1つには館の性質というものが有りますので、そういうところで、これは営利じゃないですよというところを書類で書いてもらっているというのはあるんですね。

○Y

ですから幾らぐらいまでは認められるんですか。

○N

幾らって答えられます？

○常廣事業課長補佐

幾らぐらいまでですよという金額ではかっているものではないので、その辺は条件をもう一回整理してお答えさせていただきたいと思います。

○N

基本的に考えて、例えば今、不特定多数の人からお金をとって、営利でなくてもそれはだめですよという意味にとるんですか。例えば私たちがやった映画会で、実際誰が何人来てくれるのかわからない。でも、映画の配給会社に100,000円払う。映像シアターの使用料を13,500円払う。そういう費用を市民団体が負担するんですよね。でも、それって、身銭でやらなきゃだめですよということになるのか。それとも、もう1つ、おっしゃったように、自分たちの中の学習会で実費の範囲内であれば、講師料を自分たちで負担するのをみんなで払えばいいんだけど、他の人に呼びかけて一緒に話を聞いてもらうのは不特定多数だからだめですよという話なのか。市民活動ということをすごく狭くとらえていて、自分のためだけに使うことだったらオーケーだけど、他の人へも呼びかけて、私たちの知り得たこと、私たちがこういうことを広めたいと思っていることを他の人たちにも広めたいというようなことのためには、お金をとっちゃいけない。お金をとっちゃいけないとなると、実質的にはあなたたちが負担しなさいよというスタンスになっちゃう。論理的にはそうなりますよね。

○常廣事業課長補佐

そうですね。

○N

そうですねって。それで、たづくりという公共施設をつくる意味があるのかと私は思うんです。ここを使う人たちが、自分たちのためだけに使う施設としてしか使ってはけません、他の人たちにもっと知識を広めてもらったりとかするために使える施設ではありませんよということになってしまう。それをやるんだったら、私たちも、じゃ、映画をやるのはくすのきホールだけで。でも、くすのきホールを借りて大赤字が出たらどうすると。あそこ、何十万、1日借りて幾らですよ。すごいお金ですよ。とても市民団体はそんな勇氣ありません。自分の今月の食費を削らなきゃいけないとか、そういうふうになってしまいますよね。だから、やっぱり入場料をとるためには、くすのきを利用しなさいという話になるんですか。

○常廣事業課長補佐

今のところはそうなんですけれども、ちょっとその辺、持ち帰らせていただいてもいいですか。

○N

ぜひ検討して、市とも詳しく。多分市の条例では、営利目的でないということは一番大きなことで、さっき事業者もオーケーというのもありましたけど、事業者についてもここで商売をしなければいいですよということですね。ですから、就職説明会だとか社内研修とかは当然使っているじゃないですか。だから、そういった意味では、それこそお金をとらないけど、就職説明会なんか不特定多数の人が来るわけじゃないですか。であれば、やっぱりもっときちんと財団として検討し、市役所とも相談して、本当に指定管理者としての役割をきちんと果たしていただきたい

いと思います。

○Y

条例とおっしゃるのは、つまり議会で決まったということですよ。

○常広事業課長補佐

はい。

○Y

議会で承認されたものですから、議会で変えることもできるわけですよ。つまり市民が要求すればね。

○中島総務課長

そもそもは市民の方の団体利用を優先に作っている施設のはずですから、そこで営利とどうやって分けていくかといったところで、先ほどいった興行場法ですか、そういった届け出の問題であるとか足かせなりというのはあると思いますので、その中では、この館は実費でそれを賄っていただくという形でそれぞれの催しをやってくださいと。ですから、大っぴらに入場料幾らですよということだと、そのこの区分けのところで非常に見方が厳しいところがあるのかなということかもしれません。いま一度、その法的なこととか、これはこの文化施設に限らずスポーツの施設等でも、私もそういったセクションにいたとき、同じようなことが、やっぱりありました。現実的には、プロみたいな人がコートを借りて1人幾らでやっているみたいな話を聞いたりとか、そういったこともありまして、それはいいの悪いのというような問題もあったりしています。それと同じようなことかなと思いますので、いま一度ちょっと持ち帰りということにさせていただきたいと思います。

○土方事務局長

1ついいですか。ちょっと確認なんですけど、そういう活動をなさっている人たちが別の補助金、講師料とかをもらっている、そういうのは含まれないという形で考えてよろしいですね。

○V

ちょっと聞こえません。

○土方事務局長

社会教育団体とかで、講師の謝礼とか出る内容もあるんですけど、今言った話は・・・。

○Y

それも限定されていますよ。

○土方事務局長

そうですね。それとは違う内容ということでよろしいですね。

○Y

違う内容って、どういう意味ですか。

○土方事務局長

違う内容というか、補助金をもらっている講演会じゃないですねという。例えば講師料が出ている・・・。

○Y

でも、例えばその補助金をもらったとしても、それだけでは賄えないですよ。

○土方事務局長

それも含めてでよろしいですね。

○Y

それも含めてです。

○土方事務局長

その部分の確認です。

○中島総務課長

では、お時間も見ながらということでさせていただきます。

続いて、いかがでしょうか。では、一番奥の男性の方。

○V

私は今回初めて出席したんですけども、前回出席した人から言づけをもらっているんです。備品のモニターを予約したんですけども、使わなくなったんでキャンセルしたと。その返金がされなかったということを前回質問したらしいんですけど、その回答がなかったということで、ここに4番で書いてあるんですけども、その返った、返らないということは、ここにうたわれていないんですよ。私にそういう質問をしてくれということで聞いてきているんで、それに対する回答をしてもらいたいんですけど。

○中島総務課長

3ページの4番の項目ですね。特に追記がなかったんで、本日はご紹介しませんでしたけれども、モニターを会議室で使う、その関係ですよ。それを予約しておいたけど、使わなくなったんで、その返金の・・・。

○V

キャンセルしたんだけど、返金されなかったということらしいんです。

○中島総務課長

では、事業課長補佐のほうから。

○常廣事業課長補佐

このご質問をいただいて話をしたのは私も覚えていまして、会が終わった後にどういうことですかということを改めてお尋ねしたところ、以前はできたけれども、今回はできなかったということをこの方はおっしゃっていました。ところが、モニターを使いますよということで、もう部屋のほうに持って行ってしまった場合というのは、ほかの部屋では一切使えなくて、その部屋用に用意したもので、それはちょっとキャンセルというのはできないですよということです。その前の段階で、やっぱりこれはいいですということになれば、それはキャンセルはお受けできますということで説明しているのですが。

○V

私も今言われたことは納得というか、私自身そう思っているんですけど、ただ、質問されたのは、今回私が来たというのも、去年出た人が出られないということで、他の人に言ったんだけど、その人も出られなくて私が来たんで、このメモをもらった形なんで、内容のことは詳しくわかっていなんです。本人にちょっと電話して聞いたんですけども、そうだといい。ただ、そこら辺はそういうことをちょっと確認して、今のことで大体わかりました。

○常廣事業課長補佐

実際どの団体さんかというのもこちらではわかっていますので、その過去の状況などを追いかけて調べたんですけれども、やはり私が今説明したようなことでずっと継続していますので、そのところは。

○V

わかりました。

○中島総務課長

よろしいですか。

では、続きまして、いかがでしょうか。では、Dの方。

○D

今年の第17回ハートふえーるコミネットみんなのまつりが無事成功しました。どうもありがとうございました。ご後援もいただきまして。

今回も組紐の名札と値札がついているということで、担当者というか、多分、財団の契約している業者の方だと思うんですが、その方から厳重注意をされたんですね。展示物に値札がついているというのは、まさに販売行為ですから注意されるのはよくわかるんですが、その理由、これはもう毎年やっている話なんです。これは障がい者の作業所で組紐の人たちがボランティアで組紐を教えているわけですね。そして、それはその作業所にいる障がい者の方の作品なんです。作品だから名前がつくんですね。それは当然ですね。ところが、作業所ですから、できればそれを販売して、その人の収入にしたいというのが作業所の意図です。私たちハートふえーるコミネットの意図ではないんですね。

それで、いい案を考えたんですね。1つの札で、片方に名前を入れて、片方に値段をつけたんです。紐からそれをとっちゃったらわかりませんか。そうすると、展示物として来たときに、名札と値札がついているものが来るんですよ。そのときに、たまたま回ってきたその方が、値札がついているじゃないかということ、これは毎年やっているんです。本日どうこうしろとはいわないけども、常務理事、来年に向けてどうするのか、公益財団ともあろうものが、障がい者の福祉にいちやもんをつけるというのはやっぱりどうか。これは毎年起きているんですね。回ってきている契約している会社の担当者だって迷惑、言われている人だって迷惑。だから、ここはやっぱり理事が1年かけて、来年はそういうトラブルが起きないようにひとつ検討してほしいと思います。

○中島総務課長

展示物のお名前と値段が裏表にして。

○D

もちろん名前を出すんだけど、それはひっくり返りますよ。それを外すわけにはいかないんですよ。その人のものであるということと、もしそれが売れた場合には、その人にお金が行くために・・・もちろんハートふえーるでは売っていませんよ。その人たちで実演もするんですから。立派な福祉活動なんだけど、管理上で名札と値札が裏表に書いているのがついているから、これはおかしいというのは・・・おかしいというのはわかる。けども、外すといったら、それはとんでもないことになっちゃうんですよ。誰のものかわからなくなるので。ただ、その辺は毎年



やっている話なんです。これはもう理事が1年間よく検討して、公益財団に恥ずかしくないような結論を出してほしいと私は思います。

○吉田常務理事

先ほど入場料の話が出ましたね。それと付随して、物品販売の禁止という話もたまたま質問が出ましたので、まさにそれですよ。だから、いわゆる公益的な意味を持つものである。要するに、あくまでも営利じゃなくて非営利の部分であって、その部分の取り扱いという大きな考え方をどうするかというところになるんだろうなという気はしますよね。

○Y

私もそれは売ってもいいと思いますね。

○D

売っちゃダメだけ。

○Y

いや、だから、今は違って売っていないと言っているけれども、それは本来、売ってもいいと。そういうものに限ってはね。

○吉田常務理事

そういうご意見ですよ。

○Y

そうです。どういうものか、ちゃんとわかっているわけですから。

○吉田常務理事

だから、その判断をどう下すかということと、その基準をどうもっていくか。すべてがオーケーとするわけには多分いかないと思います。だから、これは非営利だよ、我々が利益を得ているものじゃないんだというような非常に強いものがあると、そうかなというところで認めざるを得ないところが出てくると、その辺の境というのが判断するのは非常に難しいところが出てくるという、その1つの悩みはあるかなと。

○Y

それを判断するのは義務です。

○吉田常務理事

我々としてはあるんですよ。

○Y

そうです。ちゃんと義務で、きちんと把握して判断してほしいです。

○吉田常務理事

そうですね。だから、外でやる分については値札をつけても別に構わない。売っていますよね。いろいろフェスティバル、お祭りのときにはそういう形で障がい者の方が作ったものを売っていることは私もよく知っていますので。ただ、中に入っちゃると、それは金額は無理ですよという話でお断りせざるを得ないんですが、それは非営利の部分であるんだけど、議論が必要だと思いますよ。

○D

ハートふえーるでは売っているわけではないですよ。偶然、展示物に値札がついていたという

だけのことですよ。

○吉田常務理事

ですから、その辺は工夫で、例えばそれはご説明をしていただくとか、あるいは紙に書いてお渡しして理解をしていただくとか、そういうものはまずやっていただいた中で、どうこうということもあるのかなという気はするんですけどね。

○X

だから、非営利なものは認めるとか、とにかくこういう決まりがあるから一切だめなんだというふうになるのか。でも、財団の判断で非営利なわけで、私も今回、障がい者のクッキーを扱ったんですよね。それで、やっぱりだめだから、売ってはいけないということで、テーブルの上に並べて常に紙をかけていて、何人か買ってくれそうな人の顔を、会場に見に来た人に買わないかと。1袋100円ですよ。すごく売れただろうなと思うし、とにかく、だめよ、常にかけておかなかちゃといわれたんですけども、やっぱりそういうものを売っていいですよということが財団で認めていただけるのかどうなのか。それが可能かどうかということですよ。

○吉田常務理事

ですから、これはたづくりとかグリーンホールだけの問題じゃないという気もしますので、先ほど最初にあくろすの話もちよっと出たようですけども、そういった公共施設の部分での取り扱いですよ。全体でやっぱりある程度議論していく必要があるという気はします。それは決してオーケーとか何かじゃないですよ。ただ、議論するというひとつの段階に来ているのかなという気はしますね。それは調布市と協議するということになると思います。

○Y

こういう建物は私たちの財産でもあるのに、そこで何か悪いことをするんじゃないかというふうに見張られているような、そういう気持ちで使うのは非常に不愉快です。

○N

財団の委託された人たちが見に来るので、余計その人たちはびりびりしていますよね。

○吉田常務理事

ただ、利益を目的とした団体がそれをやったら、なかなかそのところの境をどう見極めるかというところの難しさはありますので。

○Y

確かに悪い人・・・。

○吉田常務理事

ちょっと申しわけないけど、そのところは我々は公平、平等に扱うという段階において、きちっとするものがないとできないということをご理解をいただきたいと思います。

○Y

実際、公民館で原紙代だけで印刷できるでしょう。そうしたら、何かチラシを10,000枚も刷って、そういうことがあったんですよ。そのためにいちいち刷ったものを証明として公民館に置かなくちゃいけないというような。だから、実際そういう変なことをする人がいると規制がかかってくるのはわかるんですけども・・・。

○吉田常務理事

申しあげられませんけれども、おそらくいると思います。それを許したら、おそらくそういう企業、あるいは会社、団体は出てくるというふうに思っております。誰でもそういうふうにしたかと思ってるんですね。自分たちの作ったものを売りたいというのはあると思いますので、そこはきちっと、どこまで管理できるかというところを前提としないと、それはなかなか許可できない状況になるかもしれません。

○Y

一律にお役所的な管理をするのではなくて、こういう活動の場所なんですから、やはり私たちをよく知ってくださるといいですか、そういう形で本当にコミュニケーションができていれば、そんなお互いに疑ったり文句言ったりしなくても済むと思いますけど。

○X

だから、確かにそういう人たちもいらっしゃるわけですよ。悪用するというのかな。じゃ、こっちは何で認めたんだというふうになったときに、いや、この人たちはこういう市民活動をやって、非営利の障がい者の人たちのこういうあれになるんだということを財団がきちっと言ってくださればいいわけで、でも、それはこういうコミュニケーションがなければわからないわけですね。みんな一緒になっちゃうわけですから。だから、やっぱりそれはそういう活動をきちっと、市民のあれをうまくやっついていこうというふうに、応援しようという気があるかどうかというようになところにかかってくるんじゃないかなと。全部一律にやるということじゃなくてということ望んでいるんですけども。

○吉田常務理事

もちろん別に否定しているわけではありませんけれども、私どもにとりましては、やっぱりこの施設は皆さんに同じお金を出していただいで使っていただいでいるんですね。ですから、あくまでも使っている皆さんそれぞれの立場というものはきちっと尊重しなければいけないというふうに思っております。これだけのグループが使っているんだしたら全然問題ないですよ。でも、やっぱり何千という団体が登録をして使っているという状況もございますので、その辺のところは我々としてもきちっと検証しなきゃいけないというふうに思っております。ちょっと検討させていただきたいと思います。それは私どもだけで検討するということじゃなくて、市も含めて検討するというところで。貴重なご意見をいただいたと思っております。ありがとうございます。

○中島総務課長

よろしいですか。ありがとうございます。続いて、いかがでしょうか。何か本日お持ちになってきて、こんなのを聞きたいという方はいらっしゃいませんか。大丈夫ですか。

○O

今、お金のことでいろいろあったんですけど、会議室の部屋の予約のことなんですけど、今、私は朗読をやっているんですけども、本日は初めて参加させていただきました。映像シアターは、本来映像を使う施設ですけども、そこで朗読の発表会、グリーンホールでなんてとてもおこがましくてできないし、小ホールというんですけども、あれはちょっと椅子ががたがたするしということで、階段式の100名ぐらいのキャパでできる場所というところ、映像シアターを長らく利用させていただいているんです。

そのときに、あそこは楽屋とか何とかというのは全然ないですよ。外側は結構規制がありま

して、ここからこっちは出てはいけない、おしゃべりはきちっとなんていうふうに、結構規制が厳しいものですから、できれば、8階の映像シアターの予約は1年前なんですよね。もう私たちは去年予約してあるはずなんですけれども、そのときに楽屋として附帯設備じゃないけど、付随した部屋というんですか、そういうのは8階の801会議室がありますよね。801会議室なんかを優先的に、例えば1年前に予約ができるとか、そういう。ああいう部屋は大体今4カ月前ですか、3カ月前ですよね。ですから、そのときにとれると私たちはすごくうれしいわけですよね。貴重品ですとか、ちょっとした小道具なんかは置くところがないわけです。

一番下手の部屋のほうには、畳1枚半ぐらいのちょっとした部屋があるんですけれども、そこは非常口で、そこから出入りするからあそこには物は置きちゃいけない。机1つぐらいはありますけれども、そこは絶対だめですよということで、私たちは入場禁止の紙を張ります。そうすると、出演者も外のあそここのところで立っていなきゃならないし、1時間半ぐらいなんですけれども、そういうところの融通性ができるといいなという要望は毎年何となく聞いているので、できれば1年前に予約ができればいいかなという。

今は801会議室はとれなかったんです。しょうがないから3階とか6階とかに分けて、そこへだだだっとなら衣装のままかけたり上がったりして、貴重品もそこに置いて、鍵は誰が持っているのと、そんな細かいことはどうでもいいんですけれども、とにかく8階の映像シアターを予約したら、付随して楽屋の部屋として、そこでちょっとしたリハーサルもしたいし、ちょっと声出しもしたいというので、その部屋を優先的に予約できたらなという考えなんですけどね。それはちょっと考えていただければ。お願いします。

○中島総務課長

ちょっと今この場でということではできそうもないので、ご意見としてお伺いいたします。

○○

よろしくをお願いします。

○中島総務課長

いかがですか、他はございませんか。

○X

ロッカーが2年に1回の更新ですよね。今年更新の時期で、そのご案内をいただいて更新して、また借りられることができたんですけれども、その手続きに伺ったときにアンケートで、ロッカーの有料についてどう思われますかというような、もちろんアンケートだからね。ただ、えっと思って、今度ロッカーが有料になるのということで、アンケートをいただいた職員の方にロッカーが有料化という方向が出てくるんですかと言ったら、いや、まだ全くそういうあれではないけれども、利用者の人から有料にしたらどうかという意見があったものですから、一応アンケートをとっていますというようなお答えだったんです。

私たちはぎりぎりですやっていますから、本当にロッカーが、そんなに大したあれではないと思うんですけれども、逆に、大した金額じゃないのにロッカーすら有料にして、そこからお金をとるとのことまでやらなきゃいけないんですかということと、アンケートが出たというのは、それは来年、次とかとは思っていませんけれども、段階を踏んでまずそういうことから始めますよね。ちょっと危惧をしているんですけれども、その辺はいかがでしょうかということですよ。

○F

私が有料にしたらどうかと言った張本人なんです。というのは、昨年、新しいサークル活動を始めて、サークルロッカーが使えるということを教えていただいて、ただし切替えが2年です、無料ですという話があって、我々の税金で作った設備をある特定の団体が使うのに無料というのはおかしいでしょうと。結局、他の全然使えない人もいるわけなんで、使う以上は対価を払うのは当然でしょうというのが私の意見です。

それから、2年ごとの切替えというのは、これはたまたま私どもは去年から発足したので、今年は申込み資格がないので、申込みをしたんだけどだめだと言われたわけ。結局、余裕が出たんで追加募集で小さいロッカーが使えることになったんですが、2年という期間設定もおかしいということ。だから、有料化は私が申し入れたことであるし、それから、2年というやつを1年にしましょうという案を出して、これでアンケートをおとりになったんです。

ただ、アンケートの対象が利用団体。既に使っている人たちを対象にすれば、当然、既得権として2年じゃないと困ります、無料じゃないと困りますという回答になるのはわかり切っているわけです。こんなのアンケートをとっても意味がないというのを申しあげて、結局アンケートをおとりになって、結論は私の推測どおりなんですけど、165団体を対象にアンケートを出して58%の回答。残りの42%は回答がないわけ。したがって、58%のうちの過半数は無料じゃないと困りますというご意見なんですけど、あくまでもこういう税金でつくった設備を特定の団体が使うのに、ただで使うのが当然ですというのは私はおかしいと思う。それが私の考え方です。

ただ、どこも余裕のある会費でやっているわけじゃないんですけど、使う以上はそれなりの対価を払うべきだというふうに思います。結局、今まで2年ごとだから2年ごとじゃないと困りますとか、ただでないと困りますというのは既得権のゴリ押しであって、私は正しいとは思いません。

以上です。

○X

だから2年ごとがどうのじゃなくて、有料化ということが結構具体的なこととして出ているんですかということをお聞きしたということで、もちろん私たちサークルとしてはぎりぎりです。無料で越したことはないんですけども、そういう方向が具体的に出ているんですかということの質問。別に1年ごととか、ただそれはやっぱりかなり難しいことではないかなというふうに。今おっしゃったように、アンケートをとっても、使っているところに出せば、それは困りますというアンケートがきっと出てくるでしょうし、だから、そちらにそういう方向が出ているんでしょうかという。

○渡部事業課管理係長

Fさんのおっしゃることももちろんそのとおりでなという認識はあります。5月30日付で、ご利用いただいているサークルロッカーにお手紙をさせていただきまして、今後の方針ということを出させていただいているのはご覧になっていますでしょうか。——ロッカーのほうに入れさせていただいて、ご覧いただくようにしたんですけども、アンケートと入替えのお礼とともに、その結果を踏まえまして、今後このようにさせていただきたいというふうなお手紙を入れさせてもらっていたので、今、せっかくですのでこちらでご紹介させていただきます。

レターボックスも含めてサークルロッカー等につきましては、調布市中央公民館の機能を引き継ぐ施設として開館当初から設置されているわけですが、現状では市内の3つの公民館でも類似の施設を無償で貸し出しさせていただいているということになっていますので、市内で活動する団体様が公平性を図りながらご利用いただけるようにあると考えております。

また、当財団としましては、皆様の芸術・文化活動団体が調布市の芸術・文化の振興をともに担っていくパートナーとして考えさせていただいておりますので、皆さんの活動が一層活性化することで、調布市の芸術・文化の振興が促進されるものとあわせて考えさせていただいております。

あと、調布市から指定管理としてこちらの館を預かって運営させていただいておりますけれども、原則、実施に伴う人件費や施設管理運営費の負担を利用されている市民の方や皆様に求めているというところで、つまりサークルロッカーのランニングコストというものが設置以来かかっているという話なんですけれども、そういったことから、当面は無料というふうに考えております。

ただ、経済状況なども踏まえまして、今後はまた時期を見て検討しなければならないというところは肝に銘じて運営していこうということで考えております。

以上です。

○F

今の渡部さんのご説明で、人件費がかかっていないからというんだけど、設備をつくるときに設備費用は税金を使って作っているわけだろう。だから、映像シアターにしたって6,000円の使用料は、あれを設置するのに使ってもそれなりにかなりの設備費がかかって、それで使用するときは6,000円ずつ払っているわけ。コインロッカーもそれと同じことじゃないかと思う。結局、設備費がかかっているんだけど、映像シアターは6,000円取りますよ、コインロッカーはただですよということは、どうも論理的に成り立たない。だから、設備を使わせる以上はお金をとるべきだというのが極めて簡単な論理です。

経済情勢がどうのこうのという話がありましたけれども、確かにロッカーで幾ら回収するかは微々たるものだと思いますけれども、有料か無料かというのは大変な差であって、やっぱり私は有料化すべきであるというふうに思います。設備費がかかっているわけですから。

以上です。

○X

それはちょっと私異論があるんですけども、私たちはもともと中央公民館でやっていたサークルなんですけども、公民館がなくなったということで、多分そこでやっていたサークルがかなりここに来ていると思うんです。公民館も今3つありますよね。公民館も税金で建てた施設で、税金で運営されてそこに職員もいらっしゃるわけなんですけども、公民館の場合は会場費もただですし、そこで若いお母さんたちがいろんなサークル活動をしたり、いろんな人たちがやっているんです。

だから、すごく微妙で、税金で建てたから当然の対価を払うという考えというのは、すごくおかしいというか、そうしたら、極端ですけども、学校だって義務教育だって有料化になってしまうという論理に結びついてしまうわけで、やっぱりさっきの非営利活動じゃないですけども、こ

これは市民のために、市民が少しでもサークル活動や何かができるようにということで、どこを無料にし、どこを有料にするかという。私は、全部を有料にしろなんて言っているつもりはないんですけども、その論理というのは非常に危険だということ。だから、税金で建てたものだから、当然みんな何でも平等に使用料を払うべきだということは、私には納得ができないということです。

○F

では、映像シアターはなぜお金をとるんですか。

○X

だから、ここだって有料。施設は私たちも使用料は払っていますし。

○F

同じ設備です。

○X

だから、それをただにしろなんて私は言うつもりもないですし、ただ、そういうことは、公民館だって何だって全部が有料になっていくということにつながるんじゃないですかということなんです。

○吉田常務理事

確かに、有料化はすごく難しい問題なんですよね。財団としても、実は自主財源の確保というのは非常に大きな課題なんです。市から補助金とか委託金をもらっているんですけど、それだけじゃないんです。自主的な団体として、ある程度運営していくというのは、どうしたら自主財源を確保できるかというところは考えなきゃいけないんですね。それと同時に、先ほどお話にありましたけども、受益者負担というのもある面ではあるのかなというふうに思います。ですから、有料化というものは財団にとっても考えなきゃいけない部分ではあるというふうに確かに思っています。

ただ、有料化が基本とは考えていません。すべてが有料化というところはもちろん考えていないわけでありまして、今、お話がいろいろ出ていますけど、サークルロッカーにしましても、1階にロッカーがあるんですが、あそこは有料化にさせていただいている現状はございますけれども、今議論になっています1階のサークルロッカーについては、そもそもの目的そのものが市民文化を担うサークルの育成という大前提がございますので、やはりそういう目的に沿った有料化というものは考えていかなければいけないのかなというふうに思っています。

むしろ無料であることよっての効果とか意味というものもあるわけですので、その辺はきちっと考える中で判断していくことが必要かなというふうには思っております。ですから、すべてが有料化でやらなきゃいけないというふうには財団としては思っておりません。まして、今、公益財団法人という位置づけもある中で、きっちりとその辺のところの考え方はもっていき、また皆様方にお示しをしていかなきゃいけないなというふうに思っています。

以上でございます。

○中島総務課長

ほか。Bの方、よろしかったでしょうか。いろんな意見をいただいて、後ほど・・・。

○B

すみません、ちょっとお金の話が続いて、私もその話なんですけども、今、自主財源の確保というふうにおっしゃいましたけれども、今、たづくりが維持管理するのに、市の予算立てに関係するんだと思うんですけど、あまりよく見ていないんで、大体年間幾らぐらいかかっているんでしょうか。

それから、それは当初と今とは対比でいうとどうなっているのかというのをちょっとお聞きしたいんですけども。

○中島総務課長

平成24年度の予算金額でいうと、約13億6,900万・・・。

○B

維持管理する・・・。

○中島総務課長

総額ということで、これは事業を打ったりだとか、施設の管理経費も含んでの数字ですけども、そういった金額となっております。やはり膨らんでいっている傾向にはあって、特に施設に関していえば、もう18年ぐらい経過してくるわけなんで、やはり修繕関係の費用なんかは非常に増えているところですね。ですから、それをどういうふうに賄っていくかというところの問題が当然あります。

そういった中で、施設の開放に充てる考え方、中央公民館があったり、建設の経緯がありますので、その辺は調布市とも施設の維持管理のところについてはかなり突っ込んだ話をしていっている状況にはございます。ですから、当然、その運営経費は税金で賄っていますので、こういった施設の利用等の考え方についても、過去の経緯も含めて、今皆さんからお話いただいているようなご意見もいただきながら、公益という考え方の中で、どういうふうにしなきゃいけないかなというところは、方向性を出すときの材料にしたいというふうには思っております。

○X

その13億というのは、すべての1年間のランニングコストということですか。

○中島総務課長

私ども職員の人件費等もちろん含んだ上で、この団体が使う経費として13億円を超えているという経費です。

○X

この13億で、例えばここの使用料や何かの収入がありますよね。それも全部含めてということですね。

○中島総務課長

そうですね。

○X

市からの補助は幾らになるかわかりになりますか。教えていただきたいんですけど。今そういう質問が出たから知りたいなと思ひまして、どれぐらい私たちの税金・・・。

○中島総務課長

それは後ほど、ちょっと今、ぱっと出なくてすみません。

○X



いいです。おわかりになればということで。

○B

最初聞きたかったのは、当初と今とでは結局すごく膨らんできているわけですね。改修費とかそういういろんなことで、膨らんできているんですか。

○吉田常務理事

ちょっと細かくは記憶してないんですけど、恐らく13億の内訳的にいうと、多分7億ぐらいが施設管理費にかかっていると思うんですよ。グリーンホールとたづくりの両方の施設管理で多分7億ぐらい。ざっくりですよ。6億の内訳は、職員の人件費とか事業費、大きくいえばその3つで分かれているのかなという気がしております、恐らくたづくりができた当初は職員そのものが40何人いたと思います。

○X

今は何人ですか。

○吉田常務理事

今、職員は34人です。

○X

財団生え抜きの職員と、それからそちらの何人かの・・・。

○吉田常務理事

市の派遣職員ですか？

○X

市の派遣職員との比率というか、おわかり・・・。

○吉田常務理事

それは完全に逆転しているということですよ。ここができた当初は、市からの派遣職員がほとんどだったということなんです。

○神戸事業課長

市の派遣が3で、財団は31です。

○X

では、3人だけが市のほうから。

○神戸事業課長

市の派遣になります。

○X

そうなんですか。

○吉田常務理事

そうです。ですから、そういった点においても、人件費は相当数落ちているという状況がございますので、当初に比べますと、トータルで変わらないということになれば、施設の管理費が増えてくるということになると思うんですね。老朽化とまではいかないんですけども、17年経っていますから、やはり設備を更新したり施設を改修したりしなきゃなりません。そういうところで施設の管理費が増えてきている。そのかわり、職員の人件費は落ちているということはいえると思います。ただ、トータル的にはほとんど変わっていないんじゃないかなという気がします。

○X

改修費なんかはこの13億と別なんですか。去年、震災でかなりひびが入ったり、そういう・  
・。

○吉田常務理事

実質的に市の施設でございますので、そういう大きな改修費については、市が議会の承認を得て改修をしていると。予算は・・。

○X

だから、この13億の中には入っていないということですか。

○吉田常務理事

入っていない部分もあり、改修は入っていたりします。大きなところは入っていません。

○仁藤文化振興課長

このたづくりとグリーンホールの予算は文化振興課で所管をしております、議会にお願いして通しております。

今、財団からお話がありましたように、財団に渡っているグリーンホールとたづくりで行われる事業と、警備員さんとか電気代とか、そういった普通のランニングコストと人件費と、こちらから文化を向上させるためにこういう事業をしてくださいねというようなお願いをしているものを含めて13億であります。

それ以外に、こちらの用地は借地でありますから用地費がかかります。それと、大きな工事、こちらでは上限が決まっております、130万円までの修繕工事、例えば壁紙がちょっと汚れたので張りかえるとか、そういう緊急性を要するものについては財団でやっていただいておりますけれども、空調のパイプを全部取りかえるですとか、そういう大きな工事、それ以上のものについては、時々休館日に工事の方が入っていたりするんですけど、そういうものの工事はすべて13億以外のお金をかけてやっております。

今申しあげましたように、このたづくりは建てて17年、グリーンはもっと経っているので、そうした工事は増えています。なので、皆さんが今お聞きになった13億よりも、文化的な予算についてはもっとかかっているというのがあります。それについては、毎年、市政概要という予算の状況が出ているので、それで明らかにしております。ここではちょっと時間がありませんので、もし詳しいお話ということでしたら、後日またお話をさせていただく機会に詳しいものをご提供できると思います。それは皆さんの税金で賄っておりますから、皆さん知る権利があります。そういうのは全部公開していますけど、なかなかそこに行きつきにくいかもしれないので、それはご説明できるようになっておりますから、また別途ご説明いたします。

○B

そうですね。結局、私たちの税金でこの建物を建てたということであって、設備を使わせてもらうという感覚でなくて、私たちが使っているという感覚で、やはりそういう予算の状況ですとか、今現在、維持管理にどうお金がかかっているのかというのは、私たちは一方で知っておかないといけないかなというふうに思いました。というのが結論です。

○吉田常務理事

最初のごあいさつの中でお話しさせていただきましたけども、やはりそのために議会への報告

という、当然ながら私どもはそういう義務をもっております。それが6月議会ということになるんですね。ですから、市長から議会に対しましてきちっと経営状況報告、今まさにお話のありました財政的なものも含めまして報告をさせていただいているというところがございますので、より詳しい内容を知りたいということであれば、当然そういったことを皆さん方にお伝えする私どもの義務がございますので、お聞きいただければというふうに思っております。

○X

しゃべってばかりいるんですけども、もう18年たったんだというふうに。私は公民館の利用者であったので、公民館がつぶされるということで反対運動をやったり、公民館はそのままにしてほしいと。ただ、ここに公民館的機能が移るということで、でも、それまで無料で部屋を使っていたのが、そういういろんなことがなくなって大変な思いをしたんです。

そのときに、利用者とかいろんな市民で、たづくり協議会みたいなのを作ったんですよ。市民がいろんな要望、こうして欲しいということをとくさん出したんですけども、ほとんどそれは実現されずに、でき上がって完成の間際に公開に来てびっくりして、これは当時300億で作って、バブルのときの象徴だと。ガラス張りで1階が全部吹き抜けですよ。今さら言ってもしようがないんですけども、ホテルじゃないから吹き抜けなんか必要ないと私なんかは思ったんです。市民が最初からお部屋がとれない状況だったので、本当に吹き抜けじゃなくて、もっとお部屋とか。それから、事務局が7階というのは大変なんですよ。いちいち上まで行って、印刷するにも鍵を借りたり。それから、保育室も私たち市民は、何かあったときに保育室は絶対に1階でしょうと。逃げ出せない。7階だったらどうやって子どもたちを連れてと、いろんな意見を出したにもかかわらず7階になり、そういういろんな思いがあったんです。

18年たっているいろんな問題が出てくると思うんですけども、11階のみんなの広場ができたり、お部屋は増えないんですけども、こういう懇談会も最初はなかったですよ。何年か前からこういう懇談会を主催して市民の声を聞いてくださったりして、少しずつでもこちらの意見を聞いてくださるような姿勢とか、努力もされているなというのはわかるんですけども、それでもまだやっぱりいろんな。

それから、もう1つは、職員の方たちはそこに3人ですか、本庁からいらして、せいぜい2年とか3年ぐらいじゃないかなと思うんですけども、替わっちゃうんですよ。もちろんそうじゃないこの固有の財団職員もいらっしゃるんですけども、いろんなこちらの思いを引き継いで、そしてよりこういう場を、もちろんなかったのをやっただきるのはすごくありがたいと思うんですけども、もっと利用者の声を聞いて、これまで以上にということで、大変だとは思いますが、ぜひそういうところでいっぱい。最初、市民の声が全く入っていないので、使いづらいうところがいっぱいあったんですけども、今でもそれは問題になっていると思うので、ぜひ一緒に考えて、できる改善はしていただけたらと思います。

○中島総務課長

ちょっと時間も30分切りましたね。ではFの方。

○F

私からの議題は、今、関係の方のお手元に配っております。済んだやつもあります。

1番目はお礼なんですけれども、堀内修先生とのオペラを愉しむ会、これは7年間続いた市民

カレッジが突然打ち切りということを通告されまして、それで1年間準備期間をとって、やっと昨年立ち上がったんです。たまたま、本日渡部さんがいらっしゃるんですが、大変お世話になりまして、本当にありがとうございました。事務局の幹部の方のバックアップも大変だったと思います。お礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

2番目は、業務での5W1Hの徹底なんですけど、特に本日の回答書にもありますけれども、しばらく検討いたしますということがあって、いつまでにといいのない書類が市の場合は大半なんです。仕事をやる上では、いつまでにといいのはまず最初にありきということなんで、まず、たづくりの業務としても、こういう回答書をつくるときには、検討しておりますとかしばらくお待ちくださいではなくて、いつまでにやりますからといいのを必ず入れてください。そうしないと回答になりませんので。

それから、3番目は、さっき話が出たサークルロッカーの件なんですけど、これは私が言い出してアンケートをとられて、結論は私の予想どおりになったんですけど、無料というのは、公民館でやっておったから、たづくりのほうも無料にすべきとは私は思いませんけれども、少なくとも2年ごとの切替えというやつはやめてください。といいのは、その間、事務局としてもキーを渡して、そのまま放りっぱなしになっているはずなんです。中間で会がやめられても、そのフィードバックがなかなか難しい。申し出がない限りは2年間そのまま空箱になっている可能性があるということもありますので、ぜひこれを1年にさせていただきたい。

それから、4番目の評議員会、理事会の傍聴許諾なんですけど、これは私、もう3年以上前からやっています、市民代表を参加させろ、それから傍聴も許可しなさいというふうに言っているんですけど、これは吉田さん以下、事務局の方にその気がなくて全然進みません。といいのは、なぜこういう希望が市民から出るかという質問が平成23年4月28日の理事会でしたかね、G監事さんから、そもそもなぜこういう質問が市民から出るんでしょうか、希望が出るんでしょうかという質問が最後にあったんですけど、それに対しての答えがないんですね。私が言ったのは、グリーンホールかなんかの催しで、券の売れ行きが非常に悪いとただでばらまく。あるいは去年の消費税を納めていなくて、納めさせられたのはいいんだけど、今度、逆にそれが納め過ぎになって還付金が出た。還付金を何に使ったかというところ、事故を起こした自動車の新品を購入するために使ったというようなことが理事会、評議員会で報告されているにもかかわらず、それはいかんですねという理事も評議員もいらっしゃらない。こういう評議員、理事会で本当に我々市民は委嘱しておいていいんですかというところがあるから、傍聴をさせなさい、あるいは市民代表を入れなさいというふうに言っているんであって、なぜそういう希望が出るんですかねというふうにG監事から提起があったにもかかわらず、事務局がその返答をしていない。そのまま続いて、とにかく傍聴は許諾しませんという議決になっている。

だから、理由がわからないまま理事さん、評議員さんが議決して、その議決がこうだからというふうにいわれても、傍聴はさせませんという理由としては、私どもとしては納得できない。結局、傍聴が困る場合は当然退席してもらえばいいんで、そのときには退席してもらいますということ。傍聴を許諾すべきである。少なくとも、なぜそういう希望が市民から出ているかというのは評議員会、理事会で報告すべきです。今度は事務局長がかわったから、必ずお願いします。前はそういう質問がG監事から出ているのに、そういう回答が何もなされないまま進んでおります。

それから、5番目、市民カレッジですが、これは5—1で夜も開かれたらどうですかということなんですが、これは現在、我々みたいな年寄りとか家庭婦人しか市民カレッジを利用できません。現役の人は利用できないんですが、市民カレッジは、ほかの市から見てもうらやましいと言われているぐらい非常にいい催しなんです。現役の人にもぜひ参加してもらったらどうかというふうに思うんですが、ウイークデーの昼間はだめです。夜もやったらどうか。ただ、電力代とか人件費、いろんな問題がありましようけれども、実際税金を出してサポートしておられる現役の人も参加できるようなことをぜひ考えていただきたい。

それから、5—2、講座内容に適した部屋でというのは、たまたま今期から「ショパンの生涯と作品—演奏を交えて—」という市民講師の講座があるんですが、9階の研修室にあるピアノの音たるやすさまじいもので、私はピアノからあんなに悪い音が出ると思わなかったんです。先生もそういうことを発言されて、それから、受講者のほうからも、あのピアノはひどいよということで、最終回7月はくすのきホールかグリーンホールかなんかでやることになっています。

こういう催し、この講座の題目は、演奏を交えてとなると講話が主なんですが、実は演奏のほうが主になってしまって、講話のほうは少しなんですけれども、少なくとも講座の内容にふさわしい場所でやったらどうかというふうに思います。これはたまたま私も2回目から出て、その音にびっくりして、グリーンホール小ホールのグランドピアノを使ったらどうかという提案をしたんですが、たまたま月曜日なんで、月曜日はグリーンホールが休みだからということでやめになって、結局、最終回はくすのきホールかなんかになったというふうになります。

それから、5—3、午前の部の終講時刻の説明。これは、本日の回答書に、11時50分じゃなくて12時までやりますというのを受講者に説明する必要はありませんという木で鼻をくくったみたいな回答になっているんですが、それじゃ困るんで、受講者も12時までやりますよということを理解させるために説明をしてくださいというお願いをして、私が受けている午前の部は、私がいるからかもしれないけれども、担当者が最初の回にちゃんと12時までやることになりますのでという説明をしております。ですから、今後とも励行していただきたいという希望です。

それから、6番目は市役所全体の問題でもあるんですけども、管理職が管理職の名に値する仕事をしてもらいたいということです。これは、実例はこの間のサークルロッカーのアンケートなんですけど、これにしても、催しのビラ、こういう読めないような紙に読めないインクで印刷したのがぱっと出るわけです。これは実際に担当者ベースで物事が進んでいて、管理者が見ていないというふうに思われる場合が非常に多いです。

コインロッカーのアンケートも、ロッカーのサイズは現状のままで有料にするならどれくらいの金額でというふうにあるんですが、じゃ、このロッカーはどういう寸法なのかというのは使用説明書を見ればわかるんですが、このアンケートでは何もわからない。ということで、これは私の指摘に基づいて、寸法を追加されたやつをまた出されましたけれども、これも第三者、少なくとも作った人だけでなく、誰か他の人が見ればすぐわかることなんです。読む人がどういふ印象を受けるか、どこまでわかるかというのは、少なくとも担当者任せじゃなくて、管理者が見て、それで仕事をするというようなことをやってください。これは市長のふれあいトークンで私は常に申しあげていて、市の職員全体が管理不在だと。管理者が管理者としての仕事をしていないというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それから、7番目、「ぱれっと」の件は先ほど話が出たので省略しますが、本日の話を聞いてまして、利用者懇談会が始まった経緯は吉田さんが一番よくご存じなんですけど、当時の事務局長、それから事業課長は、利用者懇談会をやりなさいという私の提案に対して全くやる気がなくて、しょうがないんで、平成5年だったかな、7年前に市長にまで話を上げて、それでやっと始まった。私が言い出しっぺなんで毎回出ていますけども、たまたま本日13人出席なんですけど、前は6人でしたかね、何でこんなに参加者が少ないんだというのが出席者から出たんですけど、それはあくまでも我々市民のほうの問題であって、市民をいかに集めて、こういう非常に有益な意見を財団として吸収できる機会にするためには、さっきの「ぱれっと」のあんな書き方ではだめですよ。発言したら発言したなりに、その発言内容を運営にちゃんと反映してもらえるとということじゃないと市民は来ませんから、そういう意味で「ぱれっと」の書き方をもうちょっと改善しなさい、大幅に改善しなさいと言っているわけです。

実際に、当時7年前の事務局長、事業課長にやる気がなかったのは、たづくりが始まった段階で、最初に1回ぐらいやったんだそうです。やったんだけど、何か圧力団体の非常にごり押しをするやつがいて、その対応に非常に苦労したんで、それ以後、利用者懇談会はやめておりますというのが当時の事業課長の説明だったかな。それで全然やる気がないんで、私が市長に話をもっていって、やっと始まった会なんで、ぜひこの会を大事にしてもらいたいというふうに思います。財団のほうとしても、非常にいい意見がどんどん出てくるはずなんで、それを吸収するチャンスであって、単に市長へのはがきがあるから、あるいはそのほかのメールなんかもありますからというような言い逃れではなくて、こんなにいい会を生かして使うように、そのためには「ぱれっと」のこの会に関する記事を大幅に改善していただきたいというふうに思います。

私の議題だけ以上申し上げましたが、サークルロッカーの件は、私は2年を1年にしてもらいたい。それから、評議員会、理事会の傍聴はなぜこういう希望が出たかというのをぜひ次回の評議員会、理事会で皆さんに説明しておいてもらいたい。その上で傍聴を許諾するかどうかの議決を改めてとり直してもらいたいということです。

以上です。

○中島総務課長

評議員会、理事会での傍聴の件は、事情はご説明しています。事情は既にした上で、再度の決議を取った上でのことになっておりますので、それはここで今ご報告させていただきます。

○F

いつやりましたか。平成24年4月28日の議事録ではG監事の・・・。

○中島総務課長

それもあります。

○F

その後にはやったんですか。

○中島総務課長

いや、違いますね。

○F

では、やっていないですよ。

○中島総務課長

やっています。

○F

やっていないですよ。では、なぜ最後にこういう質問が出るんですか。

○中島総務課長

これは質問ではないですね。

○F

質問ですよ。

○中島総務課長

質問ではないです。

○F

読み上げましょうか。

○中島総務課長

これは違います。

○F

質問じゃないとしても、意見としてね。そういうものが出てきたということは、何か市民の方、利用者の方にフラストレーションというか、理由があったのではないかという気もしないではないです。ということは、傍聴云々という議論がテーマですけども、その原因としてどういうことがあったのかというのをやはり考える必要があるという気がしております、というのが議事録ですよ。だから、G監事さんは理解していないわけです。ほかの理事さんも理解していない。

○中島総務課長

改めて本日ご要望をいただきましたので、ご説明したいと思います。

○F

お願いします。

○中島総務課長

それでは、時間のほうも押してまいりましたけれども、いかがですか。まだご発言されていないこちらの並びの方なんかいかがですか。何かございませんか。

○Q

すみません、1つだけお願いがあるんですけど、平日とか市役所がやっているときはたばこを吸うところがありますよね。灰皿を置いていますよね。ここはすべてたばこを撤去しましたよね。きっと吸うところはないですよ。そういう状況で室内をすべて禁煙にするのであれば、財団法人の職員も市役所の前でたばこを吸うのをやめてくれませんか。ジャンパーを着て堂々と吸っていますよね。それをまねした一般市民も吸っていますよね。あそこの市役所の前を階段を上がって。ご存じですよ。それは容認するんですか、しないんですか。イエスかノーで教えてください。これからやめますか、やめませんか。検討しますか。

○常広事業課長補佐

保健センターの前ですか。

○Q

だから何が言いたいかというと、公共スペースにおいては喫煙もしくは分煙が義務づけられています。財団法人は、ここはすべて禁煙という方針にしたわけですね。

○常広事業課長補佐

建物内はすべて禁煙ですね。

○Q

だよ。ということは、吸うところは1つもないわけだよ。

○常広事業課長補佐

はい、ありません。

○Q

ということは、市役所も含めて、そこら辺の室内はすべて吸っちゃいけないんだよ。

○常広事業課長補佐

室内ですか？

○Q

室外。

○常広事業課長補佐

それはまだですね。

○Q

敷地内。だから、それも吸っちゃいけないんだけど、財団法人の・・・。

○常広事業課長補佐

いや、違います。ちょっといいですか。

○Q

では、全然ないところで財団法人の職員が吸っているけど、あれは許しているの、許していないの。それだけでいいや。

○常広事業課長補佐

今の段階では吸える場所というのがありますので、そこでは喫煙はしていますけれども、吸ってはいけない場所では一切吸っておりません。

○Q

吸える場所ってどこ。灰皿は撤去されても吸っていいってこと。

○仁藤文化振興課長

お答えします。たづくりの施設については、前にアフラック側のところに灰皿を置かせていただいていたんですね。そうすると、そこで吸われる方の煙が自動ドアの開閉に伴って中に入ってしまうので、受動喫煙を防止することができないという理由で、あそこは撤去させていただいております。それで、市の方針が健康増進法はあるんですけども、管理者に受動喫煙を防止するようにということは出ているんですけども、ここからここまでが喫煙できて、ここからここまでは禁煙ですよというような市としての明快な区切りというのはまだ出ておりません。

それで、市が今やっているのは、庁舎内、館内は禁煙ですというふうにしています。市であるものとしては、歩きたばこについては危険だし、ポイ捨てがあるのでやめてくださいというようなものはありますけれども、極論として、立ってほかの方の受動喫煙の危険とか、ご迷惑になら



ないところで吸われるのであれば、そういったところは今のところはだめですよというようなものはないんですね。だから、たづくりについては、開閉のところでも中に煙が入ってくるので、受動喫煙防止をするために灰皿は撤去させていただいたというような状況であります。

○Q

ごめんね、全然答えになっていないんだけど。

○仁藤文化振興課長

それで、職員については、財団の職員の雇用に係ることなので、財団から・・・。

○土方事務局長

今、市の喫煙場所、市の中で吸っていい・・・。

○Q

平日は灰皿があるけど、灰皿が撤去された状態でそこで吸うのは構わないという見解でよろしいですか。

○土方事務局長

休憩時間とか、そういう休憩時間というのがありますよね。

○Q

今、私の質問に対して答えてほしいんだけど。平日、市役所がやっているときは、管財課が灰皿をちゃんと設置するわけですよ。市役所がやっていないときはそれが撤去されているのはご存じですよ。ご存じですよという質問をしていたんですけど、知っていますよね。

○常広事業課長補佐

はい。

○Q

その場所は撤去されても吸っていますよね。

○常広事業課長補佐

あそこは灰皿を置いているということで、あそこは禁煙の場所ではないので、そこで吸うということであれば、今の段階ではそこで喫煙というのは休憩時間であれば構わないというのが今の状況です。

○Q

というのが財団法人さんの見解ね。

○常広事業課長補佐

そうですね。

○Q

では、あそこだけで吸っているのね。

○常広事業課長補佐

あそこだけで吸っている・・・。

○Q

そっか、そういうことか。わかっていないのか。わかった。あなたに答えてもらうことは無理だと思ったんで、やめにします。

○渡部事業課管理係長

市役所の2階のところをおっしゃっているんですよね。

○Q

はい。

○常廣事業課長補佐

それは私も今そう思っていますけど。

○渡部事業課管理係長

それ以外では吸わないように。

○Q

しているのね。では、あそこでみんな我慢して吸っているということね。

○常廣事業課長補佐

はい。

○Q

わかりました。

○常廣事業課長補佐

いいですか。

○Q

いいです。

○N

吸う頻度なんですけど、今、例えば休憩時間とおっしゃいましたよね。それは休憩時間ではなくて休憩時間ということは、業務の執行時間にもたばこを吸いに行っているということになっているんですか。

○渡部事業課管理係長

昼休み・・・。

○N

昼休みならわかります。それは自由ですけど、執務時間にたばこを吸うために外に出てはいけないということはないんですね。

○土方事務局長

基本的にはないと思っているんですが。

○N

ないというのは、そんなことをする人はいないという前提ですか。

○土方事務局長

うちの職員かスタッフ、委託業者も・・・。

○常廣事業課長補佐

委託スタッフも休憩のときには喫煙するでしょうから、それは・・・。

○N

別に監視をしてこの人が吸っていたからいけないとか、そういうことではなくて、決め事としてたばこを吸う人は時間中に職務を離れてもいいよということになっているのか、休憩時間しかたばこを吸えないよということになっているのか。

○土方事務局長

それはないと思います。

○N

ということは、休憩時間以外にたばこを吸う人はいないよというふうな認識でいいんですね。わかりました。

○Q

ついでに1つだけ言っておきますけど、一応1つの個人的な意見ですよ。私は、分煙にすべきだと思っています。これ都庁もほかの市役所もほとんどやっていて、調布市役所だけやっていないんだけど、その結果、子どもたちがそこら辺の広場で遊んでいるところで平気で吸っている大人がいるという、あの環境がどうしても嫌なんです。こっちのほうの入り口もあって、設置してあったところが流煙でだめになるというのは十分わかっているんですよ。だから分煙しましょうと。そういう危ないたばこを吸っているおじさん方がいっぱいいるんだから、そういう人を隔離するためにもちゃんと分煙という方向に行ったほうがいいんじゃないですか。当然、市役所も市役所も禁煙です、ここも禁煙ですという状況になると、たばこを吸うやからがどこでやるかという、今度街で吸うと街が汚くなるんで、そこら辺ちょっと分煙の方向を考えてほしいんですよ。それが言いたかっただけなんで、ぐちゃぐちゃ言われても困るんだけどね。

○中島総務課長

ありがとうございます。もう時間もわずかですけれども、いかがですか、ほか。年2回の機会なんですけれども、ございませんか。ほか、本日ご発言されていないAの方、いかがですか。

○A

ないです。

○中島総務課長

いろいろ出ましたけれども、大丈夫ですか。

○神戸事業課長

すみません、先ほどFさんからいただいた市民カレッジのことで何点かお答えさせていただきたいと思います。夜間開催の件です。今現在、陶芸等、一部夜間に実施しているものもございません。具体的には、これ以外においても夜間開催をしたらいかがかという、そういったような・ ・ ・。

○F

実際、私の例から言いますと、私、パソコンをやるようになったのがたづくりの夜間講座の5回講座というのがあったんですが、出張で1回抜けましたけれども、それでとっかかりができたということもありまして、そういう講座もありましょうし、それから、今お願いしている講師のお話というのは非常に有益で、これは年寄りと家庭婦人だけに限定しておくのは本当にもったいないなというふうに思うわけです。だから、市民カレッジで開講していらっしゃる先生に、夜であればご都合がつく方もいらっしゃるでしょうし、そういう意味で、ぜひ夜間開講というのは検討していただきたい。

○渡部事業課管理係長

おっしゃるとおりだと思います。昼間の講座、夜間講座、土日も含めて、もちろん内容によっ

ては平日の昼間向きのほうがいいものもありますし、企画の段階で、ぜひ働いている現役世代の方にも来てほしいというものがある中で、先生のご事情もいろいろある中では、できるだけそういうのも企画できるように努めている状況にあることをご理解いただければと思います。

2番につきましては、●●先生の講座になると思うんですけども、市民講師として今回ご応募いただいております、私が、今は部署が違う、前の部署になるんですけども、打ち合わせの段階で、グリーンホール、むらさきホールにグランドピアノがあるので、そちらのほうがよしいというお話をさせていただいている中で、●●先生的な意思で、そういう大きなところではなくて、研修室の前でちょうどお話をしていたんですけども、こちらの研修室を利用して市民の方と講座をしたいというご意思を確認させていただきました。ただ、最終回につきましては、別の受講生からもありましたとおり、ピアノについてはFさんと同じ意見をいただいていた中では、たまたま直近で7月9日のくすのきホールが空いておりましたので、担当者にその旨を伝えまして、先生とご相談させていただいた上でくすのきホールを利用することになっております。

5-3の12時までというご説明をされているので結構ということになっておりますけれども、正確には12時まで講座をやりますというご案内をしておきません、この講座は11時50分までとなっております、講義の進行上、多少延長することがございます、ただ、このお部屋が使えるのは正午までなので、延長した場合は正午にご退室くださいというご案内をさせていただいていると認識しております。

以上です。

○F

最初のピアノの話は、理事もなさっておられる桐朋学園大学の先生も、私がちょっと余談でお話をしたら、あの部屋はピアノを置く部屋じゃないですよ。確かにそうなんです。先生はホールでお弾きになるようにがんがんに弾きになるので、反響が床板に響きまして、ピアノはこんなに悪い音が出るものだと思うような音だったんで、そういう印象があります。

それから、12時までやるというやつは、これはもともと10時から12時までを11時50分までということにされてしまって、掃除どうのこうのということがあられるんですけど、先生にはお話しするけれども、受講者にはお話しする必要はありませんという回答になっているわけ。それはおかしいよと。12時までになることはあり得るでしょうということを事前に言っておかないと、受講者の予定もありますからということでお話をしたんで、あくまでも10時から12時まで2時間フルというふうに希望があるんですが、それができないのであれば、12時までになることはあり得るでしょうということを講座の最初のときに受講者に連絡しておくというのが必要だということです。

○中島総務課長

いかがでしょうか。

○N

すみません、先ほど一番最初の参加費とかいろんなことについて検討しますというお答えだったんですけど、そちらのほうだけで検討して、こういう結論ですよとぱんと出されるおつもりではないですよね。やっぱり最終的に決めるまでの間に、例えば利用者と市と財団と管理者とそれぞれが納得できる形でやるということが非常に大事なことでと思いますので、この次の11月ま

で会議はありませんので、11月に、こういう結論を市との話し合いで出しましたのでこのようにお願いしますということになると、またいろんな不満が出てくると思いますので、そこら辺は上手に運営をしていただくようお願いしたいと思っています。

○吉田常務理事

この会を使ってもいいのかなという気はしますけれども、何回か・・・。

○N

でも11月まで・・・。

○吉田常務理事

時間をちょっと長くみていただきながら。

○N

それはそうですよね。

○吉田常務理事

ですから、すぐに結論が出るものではないと私も思っていますので。

○N

私たちもやったときに、それだったらもう使わせませんと言われることが怖くて、一般に周知はしてあって、でも入場料を取るんだったらだめですよと言われるのが怖くて、おどおどしながら使うということになってしまいますので、ちゃんと早くはっきりさせていただきたいです。

○吉田常務理事

考え方を一応皆さんにご提案させていただいて、できるできないもちゃんと理由をつけて、それでまたご意見をいただくという形で。それは次回ということでもよろしいでしょうかね。

○N

この施設が何のためにあるのかということが一番大切に考えていただきたいと思います。

○中島総務課長

ありがとうございました。時間が12時ちょっと過ぎましたので、これで終了にしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。前回より本当に人数が多くて、本日は足もとが悪く中どうかなと思って臨みましたが、皆様といろいろお話できました。

次回は11月、平日の夜7時ということでセッティングを考えております。また調整しまして、「ぱれっと」またホームページなりでご案内させていただきたいと思います。

以上をもちまして、第1回利用者懇談会を終了にしたいと思います。ありがとうございました。

——了——